



日印間の資金調達および資金環流と税務

2025年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所がAsiaWise Professionals（AsiaWise法律事務所（日本）、AsiaWise会計事務所（日本）・Wadhwa Law Offices（インド））に作成委託し、2025年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびAsiaWise Professionalsは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびAsiaWise Professionalsが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail : IND-info@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター／ビジネス展開課
E-mail : SCC@jetro.go.jp

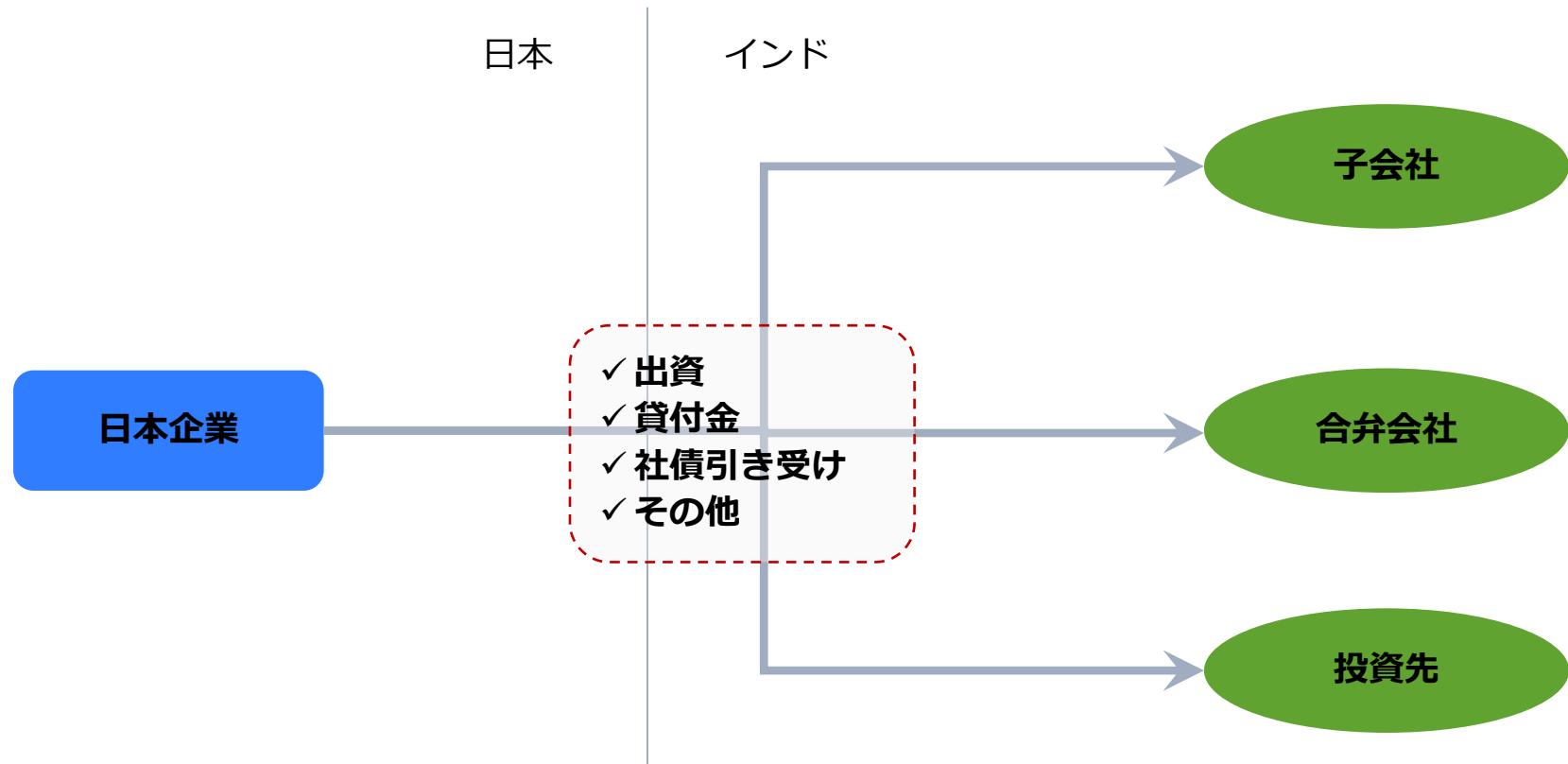
目次

1. 日印間の資金調達および資金環流	3
2. 資金拠出時の課税関係	4
3. 投資収益環流時の課税関係	5
4. 資金返済・払戻時の課税関係	9
5. 日本企業にインドで求められる手続き	10

1 | 日印間の資金調達および資金環流

■ 概要

日本企業がインド企業に資金を提供する手法としては、出資、貸し付け、その複合形などの選択肢がある。以下では、それぞれの場合における日印それぞれの課税関係の整理・解説を行う。



以下、①資金拠出時、②投資収益還流時、③返済払戻時について、課税関係を解説する。

2 | 資金拠出時の課税関係

資金拠出自体は、特別な場合の除き、課税イベントに該当しない。資金拠出は、法・規制上の論点 (Pricing Guidelines、ECB規制など) を中心に、適切に比較検討して、意思決定することが必要となる。

	インドでの課税関係	日本での課税関係
貸付金・社債	<ul style="list-style-type: none">貸し付けを行うことは課税イベントに該当しない。	<ul style="list-style-type: none">貸し付けを行うことは課税イベントに該当しない。
出資	<ul style="list-style-type: none">出資を行うことについては、課税イベントに該当しない。出資を行ったことについての、その原資の確認を行う目的で、税務当局からの質問状が発行されるケースがある。 (適切に対応を行わない場合は、取得原価に相当する金額の所得計上、申告漏れを指摘される可能性が否定できない。)	<ul style="list-style-type: none">原則として、出資行為は、課税イベントにならない。100%子会社への出資であるケースを除き、時価出資に該当しない場合は、株主間での価値移転が生じているものとして、株主間寄付が認定される可能性がある。

3 | 投資収益環流時の課税関係

3-1 投資収益環流時の課税関係：概要

インドから利息として支払うと「日本所得」としての課税が主体となるのに対して、配当として支払うと「インド所得」としての課税が主体となる。加えて、他方の国における追加税負担が生じることにも留意が必要である。

	インドでの課税関係	日本での課税関係
利息	<ul style="list-style-type: none">「支払利息」はインド法人の費用として、課税所得算定上も「損金」処理が可能。ただし損金性が否認される可能性に留意が必要（次ページ参照）。<ul style="list-style-type: none">✓ 過大支払利子税制✓ 移転価格税制✓ 適切な源泉徴収・納税	<ul style="list-style-type: none">受取利息として、法人税の課税所得に算入される。インド源泉税は、外国税額控除の対象もしくは損金算入処理の選択適用が可能。インドでの確定申告納付が必要（日印租税条約の恩典税率を適用せず、インド国内法に基づいた源泉税率を適用している場合において、その他インド源泉所得が存在しない場合は申告不要）。
配当	<ul style="list-style-type: none">インド法人の税引後利益の株主への分配であり、配当金は損金に算入されない（課税所得の減額はできない）。配当金支払時に、源泉所得税の徴収納付が必要。	<ul style="list-style-type: none">海外子会社配当益金不算入制度の対象である場合は、受取配当金の95%が益金不算入（5%は所得に加算され、法人税課税を受ける）。インド源泉税は有税費用とされる。海外子会社益金不算入制度の対象外の場合は配当金の全額が所得として益金算入され、日本法人税の課税対象となる。インド源泉税は外国税額控除または損金算入の選択適用が可能。

3 | 投資収益環流時の課税関係

3-2 支払利息の損金不算入制度

支払利息は、原則として全額が損金算入されますが、一定の場合はその損金性が否定されかねない。損金性が否定されると、税負担率の上昇に繋がるため留意が必要である。

概要	
過大支払利子税制	<ul style="list-style-type: none">関連者（非居住者）からの借り入れに係る支払利息が、利息を支払う法人のEBITDAの30%を超える場合、超過部分が損金不算入とされる。なお、超過利息は最大8年間繰越控除可能であり、控除期間内の課税所得と相殺が可能とされる。従って、一時的な所得の落ち込みによる、控除不能額は将来年度の所得と相殺することが見込まれる。
移転価格税制 (次ページ参照)	<ul style="list-style-type: none">原則として、貸付人が独立第三者に対して、同様のリスク・期間・通貨条件で貸し付ける場合に適用される市場実勢金利を適用することが求められる（企業グループの方針に則って設定）。
適切な源泉徴収・納税	<ul style="list-style-type: none">金利の支払時には、源泉徴収（TDS）を行うことが求められる。適切な源泉徴収を実施していない場合は、金利費用全額の損金算入が否定される。

3 | 投資収益環流時の課税関係

3-3 支払利息設定上の留意事項

借入金の金利については、資金の貸し手の調達金利に基づき設定するという考え方と、資金の需要者側を基準として設定するという考え方がある。

2015年に公表されたOECD・BEPS (Base Erosion & Profit Shifting) 最終報告書において、資金の借り手を基準として算定することが国際税務上のルールとされている。

→ インド法人の財政状況と市場金利を考慮して、適用すべき金利を決定することが必要。

→ 日本からの親子ローンを実行したとしても、単純に日本の低金利を適用することは認められないことについて留意が必要。

実務的なステップ

1. インド法人が格付け取得

インド法人がグループの主たる会社であるケースなどでは、親会社の格付けを基準として簡便的な格付けの設定も認められる（各社の移転価格方針に準拠することが必要）。

2. カントリーリスクなどを踏まえた、格付けごとの金利設定

基準金利+XX%

3. 過大支払利子税制とのコンフリクト確認

金利の損金不算入が生じる場合、税効率の悪化につながる。

4. External Commercial Borrowing (ECB) 金利規制との整合性確認

ECB規制では、金利の上限が定められている。上限金利を超えないかたちで、契約金利を設定することが求められる。

支払利息が損金不算入となる場合は、国際的な二重課税に陥ることになるため、留意が必要となる。

3 | 投資収益環流時の課税関係

3-4 (参考) 保証料とGST

親子ローンに変えて、インド子会社が銀行からの借り入れを行い、日本親会社はこのローンに対して保証を行うという取引が実施されるケースがある。日本親会社が保証を実行していても、日本親会社はインド子会社から保証料を徴収していないケースも多く存在している。

日本の消費税においては、その課税要件として対価性が定められており、上記のような対価の発生していない取引は課税対象とはならない。

しかしながら、インドにおいては、上記のように対価の設定、支払いがなされていない場合であっても、保証対象の1%を保証料とみなして、18%のGSTの課税対象とすることを決定している（第52回GST評議会）。

本件、GSTについては、日本法人が外国法人であり、インド国内に恒久的施設（PE）を有していないことを前提とすると、RCM（リバースチャージメカニズム）にて徴税が行われる。従って、日本法人が、GSTの納税義務を負うことではなく、また、インド法人においては、RCMによる負担額と、仕入税額控除の対象となるGST支払額が相殺されることにより、原則として負担は生じない。

インド法人の申告書上で適切に処理を行なっていない場合は、更正処分の対象として、後のペナルティの賦課対象となるため留意が必要である。

4 | 資金返済・払戻時の課税関係

自己株式買い取り、元本返済の課税関係概要

有償減資、自己株買い取りなど資本を減少させるには、インド国内でのさまざまな届出、規制に対応することが必要となる。特に減資手続きについては、裁判所の関与が前提となるところであり、完了するまで長期を要することが想定される。

借入金についても、ECB規制の対象となる。

それぞれの特徴を踏まえて、両者をバランスよく利用していくことが必要である。

	インドでの課税関係	日本での課税関係
有償減資	<ul style="list-style-type: none">資本金に対応する部分は課税されないが、超過する部分は配当金とみなされて課税対象となる。株主取得金額と、資本金相当額の間に乖離がある場合、その差額については、譲渡益課税（キャピタルゲインタックス）が発生。	<ul style="list-style-type: none">資本金に相当する部分は、出資の回収であり非課税となる。資本金相当額と、実際の投資金額との差額は株式譲渡損益として課税対象となる。資本金に相当する部分を超える金額は配当とみなして課税対象となる。
自己株買取	<ul style="list-style-type: none">自己株式買取代金（全額）が「みなし配当」として株主側で配当金課税を受ける。買取対象となった自己株式の簿価は、譲渡損失として、譲渡益と相殺可能（8年間の繰り越しが認められる）。	<ul style="list-style-type: none">買取価格が株式譲渡対価（一株あたり資本金に基づき算定）と配当金に区分される。株式譲渡原価（簿価）と株式譲渡対価の差額として株式譲渡損益が算定される。
借入返済	<ul style="list-style-type: none">課税関係なし	<ul style="list-style-type: none">課税関係なし

5 | 日本企業にインドで求められる手続き

インド法人は、インドの法令に基づき設立されている会社であるため、インド法令、規則に従い申告などの手続きを進める必要がある。加えて、インド法人に資金の提供を行う日本法人も一定の手続きを行うことが求められる。以下日本法人に求められる主要な手続きの概要を説明する。

【納税者番号 (PAN)の取得】

受取利息に租税条約の恩典税率を適用するためには、インド納税者番号を取得する必要がある。

【確定申告】

金利収入については、インド法令に基づく源泉徴収を受けている場合は、確定申告を除外されるが、日印租税条約の恩典税率を利用しているケースや、ロイヤルティーなどその他の源泉所得を獲得しているケースはインド法人所得税申告書を作成、提出する必要がある。

→ 主たる申告内容：源泉所得の金額と納付すべき税額

その他の財務項目の申告は求められない。また、源泉徴収が適切に実施されている限り、申告書の提出により追加納税は生じない。

→ 親子ローンなど、インド移転価格税制の対象となる場合は、移転価格関連の申告も求められる。
(Form 3CEBなど)

【DEMAT口座の開設】

2024年10月以降、インド法人には株式の電子化が義務化された。インド法人の株式を保有、管理するためにDEMAT（インド法人株式用証券口座）を開設することが求められる。

→ 子会社を設置しているケースでは、DEMATを開設済み、もしくは、開設予定であると思われるが、新規投資の場合は留意が必要である。